

柵葉クリーンかわら版

創刊号
volume

1

平成24年9月より本格除染が開始されました。

除染工事を実施するに当たっては、工事を円滑に進行するため、発注者・近隣住民の皆様・隣接工事業者との協議・連絡・調整を十分に行ったうえ進行するようにしております。

また、11月中に除染工事に関連する情報をより良くお伝えするためにホームページを開設する予定となっております。

(URLは<http://www.naraha-clean.net>となります)

柵葉町 除染コールセンター

☎0246-46-0062

受付時間 [平日8:00~17:00]

前田・鴻池・大日本土木JV

除染工事に関する町民の皆様のご質問やご相談などにお答えするため上記コールセンターを開設しておりますのでご利用ください。

工事実施状況



■仮置場設置 整地工事 <上繁岡地区>

除去土壌等の現場保管、仮置場の設置、維持管理には、除染関係ガイドライン第4編「除去土壌の保管に係るガイドライン」に準拠して行っています。また、放射性物質の飛散、流出、地下浸透を防止するため、除去土壌を封入した大型土のう袋については口をしっかりと閉じています。仮置場は、地震や風雨、日照等に対して機能を損なわず、汚染土壌がその他のものと混合する恐れがない構造となっています。



■屋上 舗装面の除染 <北地区浄化センター>

熊手等で落葉・苔・泥等の堆積物を除去し、大型土のう袋に袋詰した後、高圧水洗浄を行っています。



■放射線量の測定

除染作業による除染の効果を確認する為、除染作業直前・直後における除染対象の空間線量率及び表面汚染密度を測定しています。



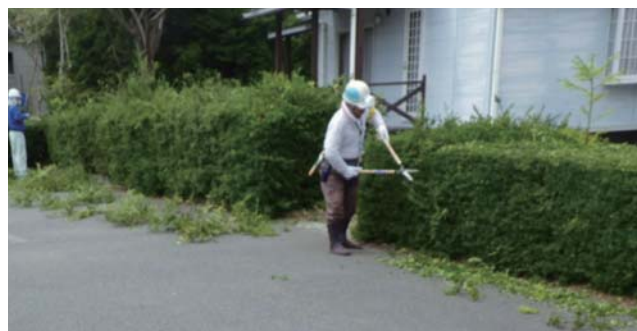
■除草、芝刈り除去作業 <繁岡工区>

大型除草機、草刈機等により除草を行っています。



■外壁等の除染 <柵葉南小学校>

ウエス等を用い、折りたたんだ各面を使用して丁寧に拭き取ります。(再汚染を防ぐため高い位置から低い位置の順で一拭きごとに新しい面でふきとっています)



■剪定作業 <天神岬スポーツセンター>

樹木の種類と選定期間に応じて、樹木の育成に著しい影響が生じない範囲で剪定機や枝切りばさみにより庭木や生垣の剪定や刈り込みを行っています。

楢葉町の除染事業についてのQ&A



住民の皆様より寄せられたご質問に対する環境省福島環境再生事務所からの回答です。

Q. 樹木の除染方法は？

A. 落葉樹については、事故発生時の放射性物質の付着した葉は落葉しているので、落ち葉の除去で対応します。常緑樹については木が枯れない程度の高さ(4m程度)は所有者の了解があれば、枝打ちを行います。

Q. 廃棄物の回収についてはどのようになっているの？

A. 屋内にあるものについては今回の除染事業では回収いたしません。

屋外にあるものについては、同意取得及び工事立合いの際に明示されたもののみ回収します。

Q. 除染費用に個人負担はあるの？

A. 除染費用の個人負担はございません。

● お問い合わせ先：国による除染に関するお問い合わせ窓口 電話 024-523-5391(8:30～17:15 土日祝日除く)

楢葉町からのお知らせ

楢葉町の除染事業について

楢葉町は、国（環境省）が責任をもって除染を行う「除染特別地域」に指定されており、先月より順次始まっている本格除染は、環境省が委託をした前田・鴻池・大日本特定建設工事協同企業体（通称：前田JV）が行っています。

除染事業実行主体についてご不明な点などありましたら、楢葉町放射線対策課除染係までお問い合わせください。

除染同意のおねがい

現在、皆様に本格除染にあたっての除染同意のご連絡を行っています。環境省が業務委託をしている日本補償コンサルタント協会（0120-78-2820）より、順次、アンケートをお送りしていますので、説明・同意確認の方法（郵送・電話、または面会）および場所（現地立会い、または避難先）の希望についてご回答をお願いします。

本事業にご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年度実施地区除染廃棄物仮置場設置に関するお願い

現在、国及び町において平成25年度除染実施地区の仮置場選定の検討を進めております。

平成25年度除染実施地区である上井出、下井出、北田、前原、山田浜、山田岡に土地を所有されている方においては、ご協力をお願いいたします。

● お問い合わせ先：楢葉町 放射線対策課 除染係 電話 0246-38-6974